

# 椎葉村社会福祉協議会

## 葬式用祭壇利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会（以下「村社協」という）が、所有する葬式用祭壇の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用許可)

第2条 葬具の利用は、椎葉村住民より利用の申し出が合ったとき許可するものとする。

### (利用期間)

第3条 利用する期間は、5日以内とする。

ただし、特殊の事情がある場合は利用者の申し出により、期間を延長することができる。

### (葬具の運搬)

第4条 葬具の組立、収納及び運搬は村社協が行う。

2 この事業を委託して行うことができる。

### (利用料)

第5条 利用料金は、一式55,000円とする。

### (利用条件)

第6条 利用者は、葬具の取扱については、善良な注意を払うものとし、故意に損害を与えたときは実費の弁償をするものとする。

### 附則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成7年6月28日施行の葬式用祭壇貸付規程は廃止とする。

平成14年3月26日 議決